一一一　公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件　日号外　ページ　三〇215　四九

一　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第二条第一項ただし書の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が指定するもの　一五　二

二　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第四条第二項の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が定める様式　一五　二

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省

三　対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示　一六206　二六一

四　対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件　一六206　二九三

○内閣府、財務省

六　認定特定海外事業促進業務指針　一六206　二九四

七　株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準を定める件　一六206　二九五

八　株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定に基づき主務大臣の指定する金融機関を定める件　一六206　三一五

九　株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件　一六206　三一五

○宮内庁

九　天皇皇后両陛下は第八十回国民スポーツ大会に御臨場になる件　一一　四

一〇　天皇陛下は愛知県へ行幸になる件　一八　六

一一　天皇皇后両陛下はよさこい高知文化祭二〇二六に御臨場になる件　二五　四

○国家公安委員会

四一　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二特48　一

四二　〃　一〇特49　一

四三　移動用小型車の型式認定番号を指定した件　一八209　一〇九

四四　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　一八209　一〇九

四五　普通自転車の型式認定番号を指定した件　一八209　二一〇

○警察庁

四　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件　七　一

五　〃　二五特52　一

六　〃　二九　三

○個人情報保護委員会

九　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示　三〇215　三〇一

○金融庁

六八　企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件の一部を改正する件　一五　二

六九　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二五　四

七〇　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可を取り消した件　二五　五

七一　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　二九　二

○金融庁、総務省

一　郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件　一六206　三一六

○こども家庭庁

一六　子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件の一部を改正する件　三〇215　三〇三

○デジタル庁

一〇　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　三〇215　四一九